

黒川低区配水池 位置図

鶴岡市黒川字成沢

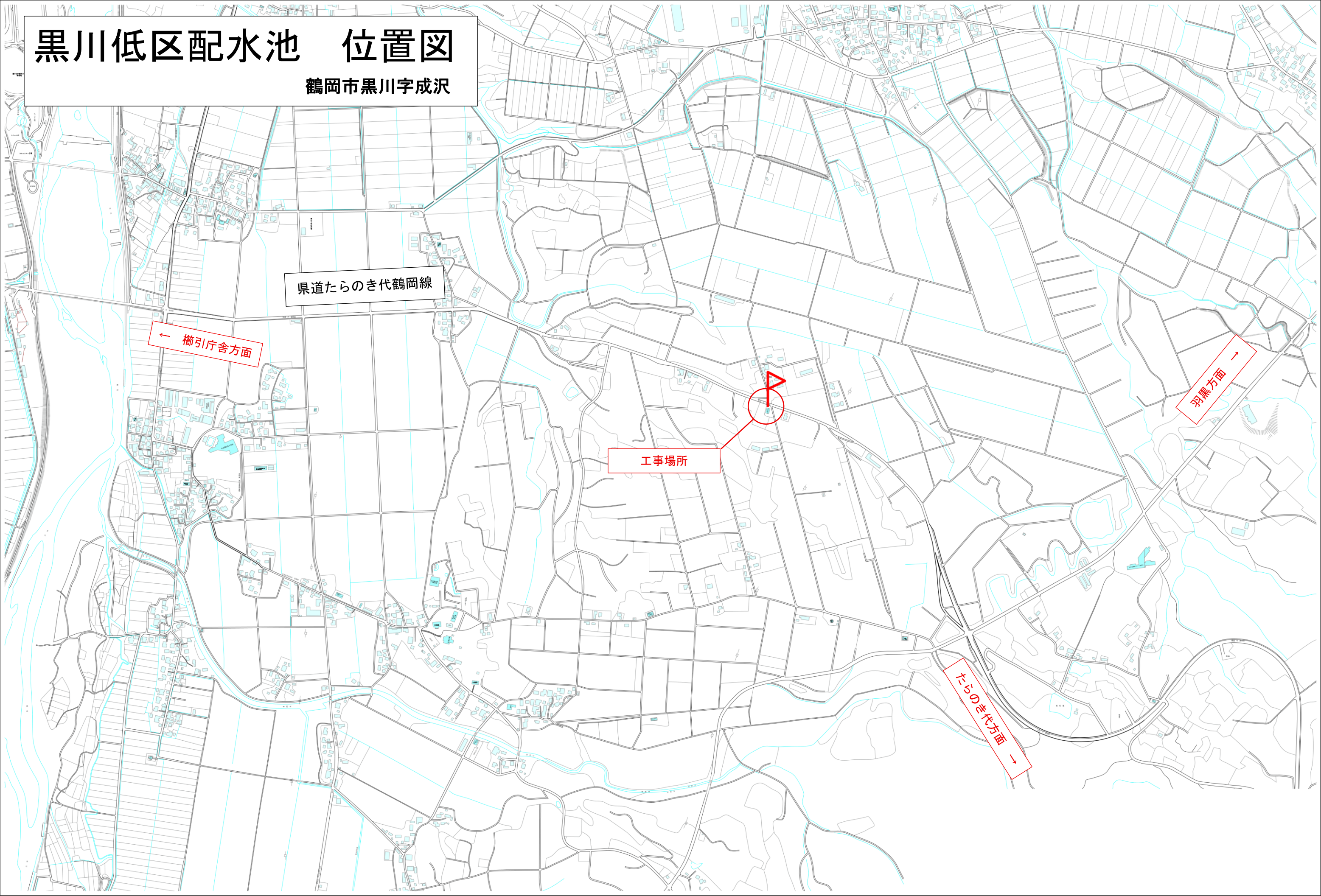
県道たらのき代鶴岡線

← 櫛引庁舎方面

工事場所

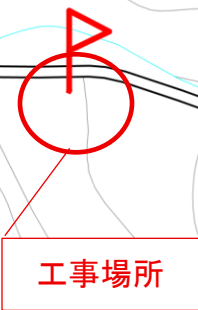
羽黒方面 →

たらのき代方面 →



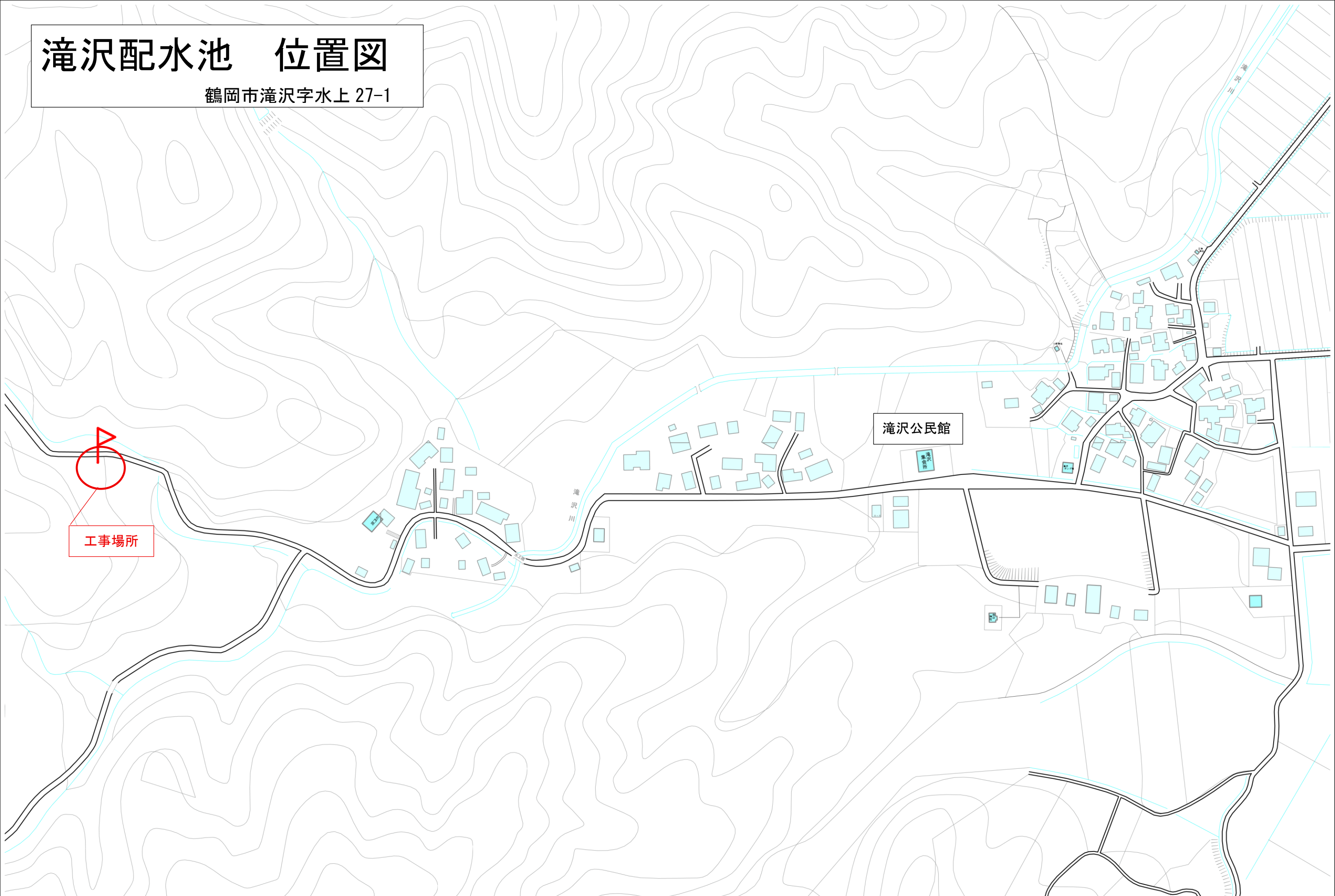
滝沢配水池 位置図

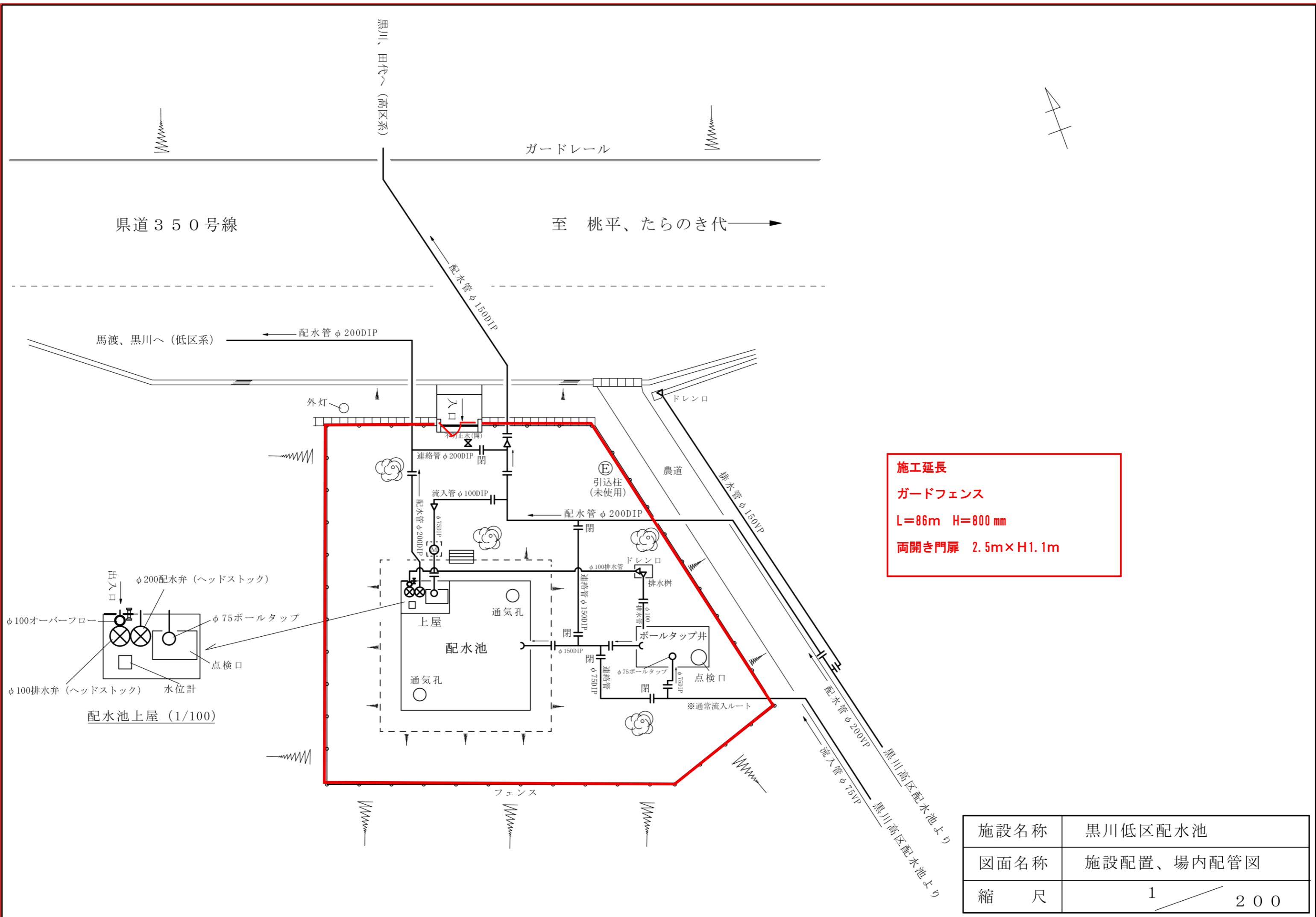
鶴岡市滝沢字水上 27-1



滝沢公民館

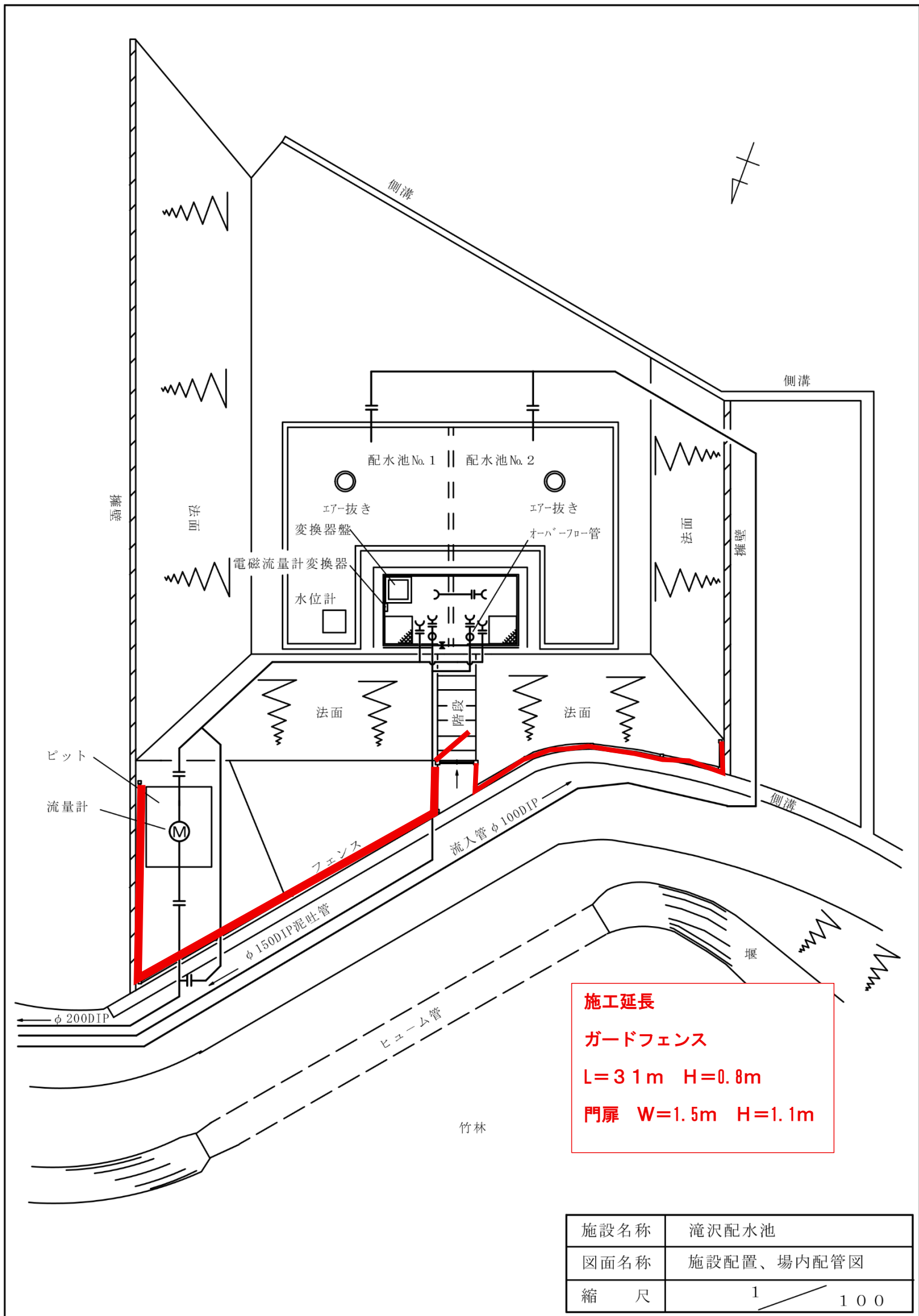
滝沢川





施工延長
ガードフェンス
 L=86m H=800mm
両開き門扉 2.5m×H1.1m

施設名称	黒川低区配水池
図面名称	施設配置、場内配管図
縮尺	1 / 200



施工延長
ガードフェンス
L=31m H=0.8m
門扉 W=1.5m H=1.1m

施設名称	滝沢配水池
図面名称	施設配置、場内配管図
縮尺	1 / 100

令和8年度黒川低区配水池ほかフェンス更新工事

特記仕様書

令和8年5月

庄内広域水道企業団

鶴岡事務所

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1条 概 要

本仕様書は、令和8年度黒川低区配水池ほかフェンス更新工事に適用するものである。

第2条 週休2日確保工事

- 1) 本工事は月単位の4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては「山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領」に基づくため、詳細については、別添実施要領を確認すること。なお、実施要領中の「山形県県土整備部及び各総合支庁建設部」を「庄内広域水道企業団」に読み替えるものとする。
- 2) 発注者は、当初（発注）時において月単位の4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所状況が異なる場合は変更（精算）時に補正係数を変更するものとする。
- 3) 受注者は、工事名標示板に月単位の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。

第3条 関係法令、規格基準等の遵守

本工事に関わる機器、諸材料及び施工基準については、関係諸法令、規格、基準等を遵守しなければならない。下記を適用するものとする。

- 1) 日本工業規格 J I S
- 2) 日本水道協会規格 J W W A
- 3) 日本電気工業会標準規格 J E M
- 4) 水道法及び水道施設基準
- 5) 電気設備技術基準（通産省令）
- 6) 内線規定（電気技術基準調査委員会）
- 7) 建設業法
- 8) 建築基準法
- 9) 労働安全衛生法
- 10) その他関係する諸法令規則

第4条 補完の義務

請負者は、設計図書・仕様書に明記されていなくても法規上・施工上又は目的とする機能のために当然必要を認められるものについては、担当職員（以後監督員とする）と協議の上、決定する。

第5条 書類の提出

請負者は、指定の日までに監督員の定める様式による書類を提出しなければならない。
提出した書類に変更を生じた時は、速やかに変更届を提出しなければならない。

第6条 提出図書

請負者は、下記の書類を提出すること。部数については監督員の指示による。

- 1) 納入仕様書
- 2) 完成図
- 3) その他必要な書類及び図書

第7条 手続きの代行

本工事中、監督官庁その他の手続きを要するものは、請負者で申請届け出に必要な図書を作成し、手続き一切を行うものとする。

第8条 製作の着手

請負者は、契約後速やかに施工計画書を提出し、本仕様書及び設計図に基づいて監督員と打ち合わせの上、承認図を作成し、監督員の承認を受けるものとする。

その内容については、監督員の指示による。

本工事に使用する機器が固有の設計による製品で、本仕様書または、添付設計図と異なる場合は事前に理由を申し出て、承認を受けること。

第9条 荷造及び輸送

本工事請負者は、荷造り、運搬費及び輸送途中での損傷の修復等はすべて請負者の負担とする。また、出荷に際して発送明細書を提出すること。

第10条 変更、補修等

本工事中、建築構造等の関係で起こる据付位置等の軽微な変更は、請負金額に関係なく施工すること。

第11条 保安対策

本工事の施工に当たっては、労働安全衛生法を遵守し、就業者に対しては常にこれを徹底させるとともに安全作業に対する十分な施策を行い、安全責任者を定めて管理しなければならない。

第12条 環境衛生

本工事は、公共水道事業所であるから、環境衛生には十分注意し、不用の場所には立ち入らないように特に注意すること。

第13条 工事の検査

請負者は、次のいずれかに該当する時は、直ちに監督員に通知し、検査を受けなければならない。

- 1) 工事が完成した時（完成検査）
- 2) 工事の施工中でなければその検査が不可能な時又は著しく困難な時（中間検査）
- 3) 部分払いを必要とする時（出来形検査）
- 4) 工事の手直しが完了した時（手直し検査）

第14条 立会検査

本工事の主要資材は、監督員と協議の上、必要な場合は工場立会試験を行う。

第15条 受渡し

受渡期日は、現場据付完了後、完成（竣工）検査に合格した後とする。

第2節 各工事の共通仕様

第1条 仮設

本工事に必要な電気、水等の設備は、監督員と協議の上、決定し施工する。これに係わるすべての費用は請負者の負担とする。

第2条 工事中機械器具等

工事中の機械器具等は、当該工事に適応したものを使用しなければならない。監督員が不適当と認めた時は速やかにこれを取り替えなければならない。

第3条 施工方法

本工事に関する据付、設置方法は、図面又は特記仕様書に示す通りとする。

第4条 施工の取合

施工は責任分担を明確にし、且つ、施工後のメンテナンスを考慮に入れ、請負者の責任に於いて施工、及び施工管理を行うこと。

第5条 工程の進行

請負者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と実績を比較検討して、工事の円滑な進行を計らなければならない。

第6条 就業時間

工事施工の就業時間については、予め監督員と協議しなければならない。

第7条 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工を計らなくてはならない。

第8条 工事記録写真

- 1) 請負者は、工事全般にわたって監督員の指示により工事過程を段階的に撮影編集し、工事検査の際、写真帳として提出しなければならない。
- 2) 既存の構造物その他で撤去、取り壊し等をするもので、監督員が指示した場合、現況を撮影しなければならない。
- 3) 工事施工後、外部から目視出来ない箇所は、原則として撮影しなければならない。

第9条 単位

基本単位、誘導単位及び補助計算単位は、計量法によること。

第10条 付属品

各機器の付属品は、この仕様書及び特記仕様書に記載されているものを付属するほか、請負者において保守管理上必要と認めるものはすべて付属すること。

第11条 材料の規格

設計図書にその品質規格が明示されていない材料は、全て日本工業規格（J I S）日本水道協会規格（J W W A）等に適合しなければならない。

但し、規格のないものについては市場品中級同等の品質を有するものとする。

第2章 工事詳細

- (1) 請負業者は、係員の指示のもとに細部にわたり良心的かつ高度な技術をもって、設計、製作、据付に当たり、運転時において支障が生じないようにすること。
- (2) 請負業者は、本工事着工に当たり関連業者と十分に事前協議を行い、工事進捗に支障がないようにすること。
- (3) 設備の現場据付、調整に必要な材料及び油等は一切請負業者にて負担するものとする。
- (4) 各資材の付属品、予備品は本仕様書に明記なくとも運転保守上、必要なものは納入すること。
- (5) 本工事に使用する主要機器及び材料は、発注者の承認したものとする。

照査者	設計者

令和8年度黒川低区配水池ほかフェンス更新工事

工事場所
鶴岡市黒川地内ほか

庄内広域水道企業団鶴岡事務所

